

第2期とよかわ市民協働推進計画

(2026 ▷ 2030)

(概要版) (案)

地域と行政がしっかりと
支えているまち



豊 川 市

TOYOKAWA

1 計画改定の経緯と趣旨

少子高齢化の進行、人々のライフスタイルの変化、そして価値観の多様化といった近年の社会情勢により、地域が抱える課題は複雑化・多様化の一途をたどっています。

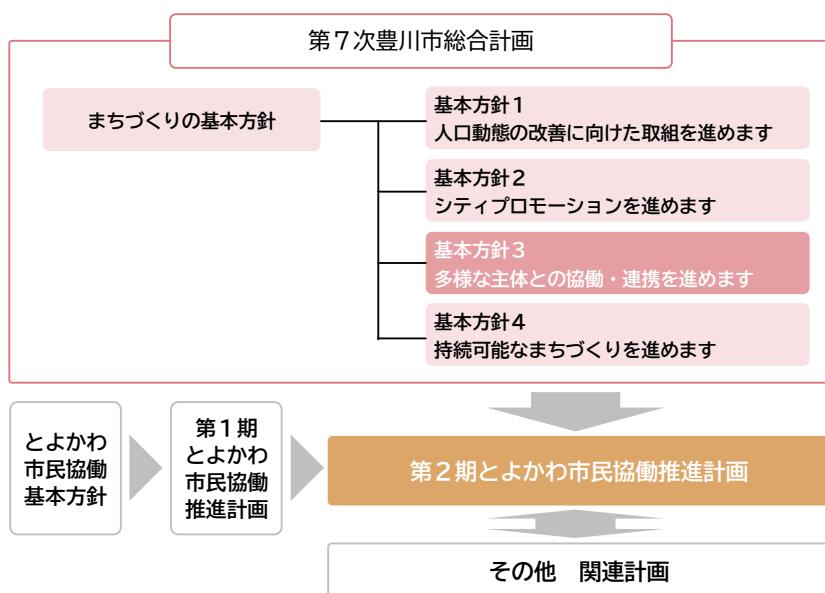
こうした社会構造の変化に対応したまちづくりを推進するには、市民をはじめ、企業や団体等の多様な主体が、防犯・防災、地域福祉等の地域課題を自分事として捉え、地域住民同士が支え合い協働することで、誰もが安心して暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が重要となります。

豊川市では、2017（平成29）年度に「とよかわ市民協働推進計画」を策定し、「地域と行政がしっかりと支えているまち」を目標に掲げ、市民協働を推進し活動が広まっています。また、市民活動団体との協働事業数も増え、NPO法人、企業、市との協働事業も広く行われるようになります。

この度、2025（令和7）年度に計画期間が満了することに伴い、今までの市民協働の理念を引き継ぎつつ、取り組みの成果や課題を踏まえ、より一層市民活動の活性化と市民協働によるまちづくりを推進するため、「第2期とよかわ市民協働推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけと期間

第7次豊川市総合計画では、まちの未来像を実現するための4つの「まちづくりの基本方針」の1つに、第6次総合計画の「市民協働を進めます」を発展させた「多様な主体との協働・連携を進めます」を設定し、行政分野を横断しまちづくりを総合的に進めていますことをとしています。



計画期間は、上位計画である第7次豊川市総合計画の計画期間が10年間であることに対し、近年の社会情勢の変化のスピードも鑑み、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年計画とします。

	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
第7次 豊川市総合計画										
第2期 とよかわ市民協働 推進計画					→					次期計画

3 豊川市での市民協働の取り組みと課題

(1) 第1期計画の取り組み

○市民活動に関する情報収集・提供

とよかわボランティア・市民活動センターだよりのカラー化や、民間フリーペーパーなどの紙媒体を活用するなど、市民活動情報の提供を充実させました。

情報を収集・発信する広報リポーターを育成し、SNSをはじめ効果的な媒体を活用した情報発信を行いました。また、ボランティア啓発冊子による定年退職者や高齢者への啓発を行い、多様なスキルを持った人材を市民活動に活かす働きかけを行いました。

○人材育成と協働意識の醸成

高校生をはじめ若者を対象としたボランティアの体験講座の体験数を充実させました。

新たに、まちづくりコーディネーターを養成し、人材バンクに登録・活用することで、協働のまちづくりに活かす人材を育成しました。

また、地域活動活性化推進員を市役所各課に設置し、職員全体の協働意識の向上を図るとともに、企業向け出前講座や団体交流会等を実施し、社会貢献活動への意識向上や、団体同士の相互理解や情報共有を図る機会の提供を行いました。

○市民活動団体の支援

利用者が利用しやすいようとよかわボランティア・市民活動センターの利便性を向上しました。また、社会貢献企業からの支援による、市民活動団体の新たな活動拠点の確保や、町内会活動への特別なサービス提供等の仕組みを構築しました。

○市民協働推進の仕組みづくり

市民協働によるまちづくりや地域課題を解決するために、市民活動団体や町内会、企業等をマッチングする仕組みを構築しました。また、市民活動団体からの提案による協働事業をはじめ、各課で行っている協働事業を取りまとめ、市民活動団体や町内会、企業など多様な協働事業の取り組み状況を広く公表しました。

(2) 第2期計画の課題

○まちづくりへの参加促進の課題

まちづくりへ参加を促進するには、町内会の活動やボランティア・市民活動団体の内容などが、地域全体に情報共有される体制の充実が必要です。特に、インターネットが苦手な層等へのICT利活用などの支援を行うことで、より幅広い層への参加が期待されます。

○人材の課題

育成された人材の知識・スキルの還元が不十分であり、地域へ生かす取り組みが必要です。また、町内会役員の担い手不足解消に向けた若年層・外国人を含む新たな役員育成が必要です。加えて、市民活動団体の会員減少や高齢化、資金・人的支援不足、団体と企業とのマッチング不足、認知度向上に向けた取り組みも重要です。

4 計画の目指すべき方向性と取り組み

【全体指標】

目標指標

まちづくり活動に参加する市民の割合

※市民意識調査でまちづくり活動（町内会やお祭りなどの地域活動・NPO活動・ボランティア・

目標

地域と行政がしっかりと

基本方針

1 市民協働の理解促進



2 市民協働の人材育成・確保



実施施策

主な事業

新規事業

拡充事業

【重点】
重点事業

(1) 市民協働に関する情報発信と共有

① 【重点】 広報とよかわやとよかわボランティア・市民活動センターによる啓発

② 【重点】 市民協働に関する情報発信媒体の充実

③ 講座申込みのインターネット手続きの推進

④ 市民ボランティア情報提供システムの利用推進

⑤ 情報収集・発信ボランティアの育成

(2) 市民協働に関する理解促進

⑥ 企業などが発行する情報紙への市民活動情報の掲載促進

⑦ ボランティア適性診断シートの活用

⑧ 【重点】 児童・生徒などの若年層に対する市民協働等の理解促進

⑨ 定年退職者向けボランティア啓発冊子の活用

(1) 活動への参加のきっかけづくり

⑩ 【重点】 若者ボランティア体験講座の開催

⑪ 参加のきっかけとなる講座などの充実

⑫ 外国人市民のまちづくりへの参画を支援する事業の実施

⑬ 事業者が取り組むCSR(地域貢献活動)の周知

⑭ 講座申込みのインターネット手続きの推進【再掲】

(2) 活動の担い手育成

⑮ 【重点】 まちづくりの担い手の育成
⑯ まちづくりコーディネーター養成講座の開催

⑰ 【重点】 まちづくりコーディネーター人材バンクの活用

⑱ 市民向け協働研修などの開催

⑲ 市職員向け協働研修などの開催

⑳ 【重点】 地域活動活性化推進員の活用

㉑ 企業向けボランティア出前講座の開催

㉒ 団体等との交流機会の促進

現状値
2025（令和7）年度

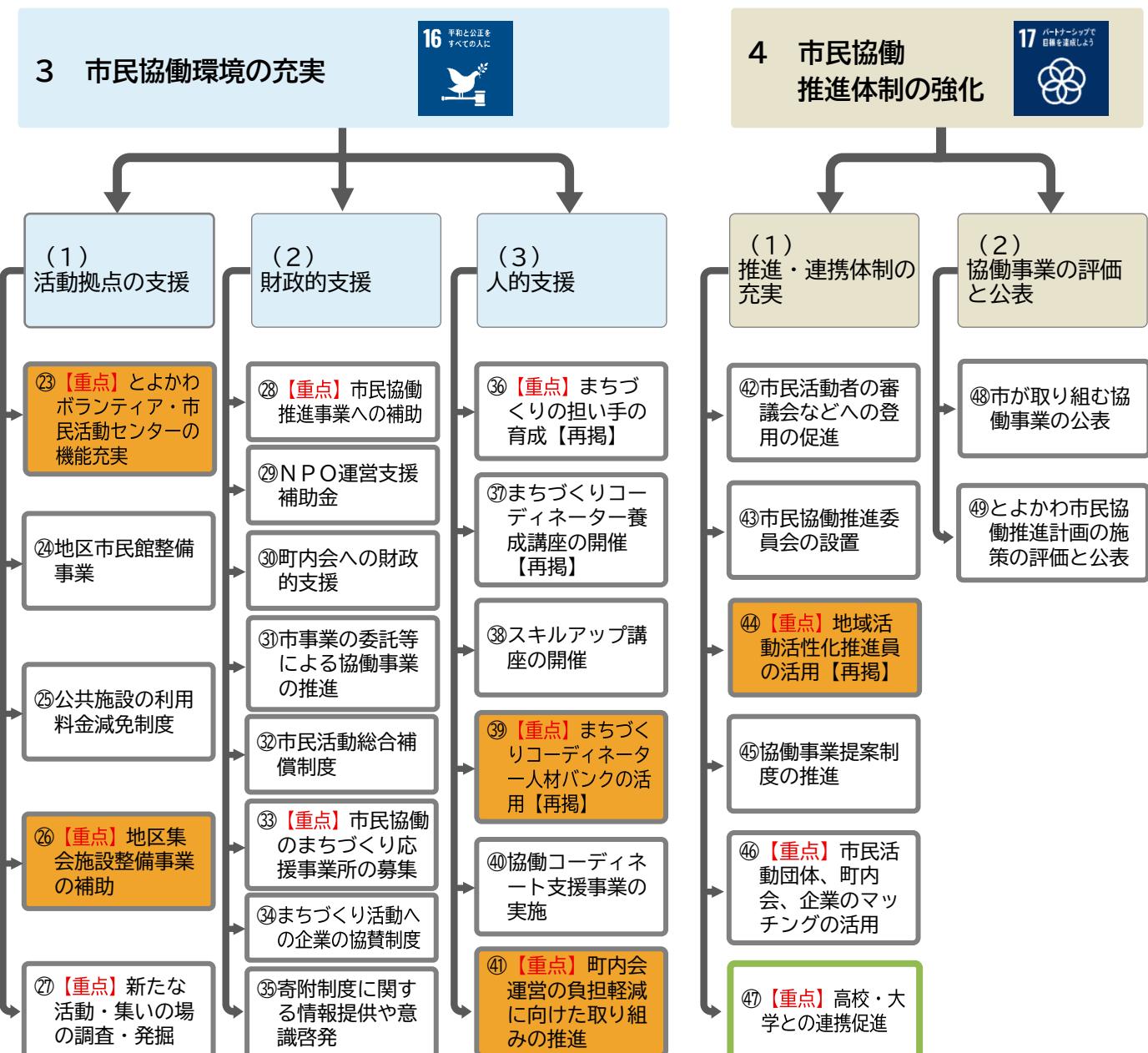
60.6%

目標値
2030（令和12）年度

62.0%

※市民活動など)に「継続的に参加している」「参加したことがある」と答えた人の割合

支えているまち



市民協働の理解促進

基本方針1

市民活動に関する情報発信や啓発活動を行い、市民協働に関する周知と理解を促進します。

11 住み続けられる
まちづくりを



実施施策（1） 市民協働に関する情報発信と共有

実施施策（2） 市民協働に関する理解促進

【重点事業】

主な事業	概要	実施時期
広報とよかわやとよかわボランティア・市民活動センターだよりの啓発	広報とよかわやとよかわボランティア・市民活動センターだよりを広く周知し、多くの市民が市民活動に関する情報を得ることで協働に対する意識の醸成を図ります。	2028年～ 拡充
市民協働に関する情報発信媒体の充実	市民活動に関する情報を広く市民に提供するため、市ホームページやとよかわボランティア・市民活動センターホームページの内容の充実を図るとともに、SNSでの情報発信内容やデザインの見直しを行い、若者等への情報発信のさらなる強化を図ります。	2026年～ 拡充
児童・生徒などの若年層に対する市民協働等の理解促進	町内会の活動事例を紹介した小学生向け啓発冊子「町内会のひみつ」による各小学校の授業での活用に加え、将来のまちづくりを担う児童・生徒などの広い年齢層を対象に市民協働に対する理解促進を図ります。	2027年～ 拡充

市民協働の人材育成・確保

基本方針2

市民活動への参加の機会を提供するとともに、これから活動の担い手を育成します。

8 優きがいも
経済成長も



実施施策（1） 活動への参加のきっかけづくり

実施施策（2） 活動の担い手育成

【重点事業】

主な事業	概要	実施時期
若者ボランティア体験講座の開催	若者を対象とした参加・体験型のボランティア講座を開催し、若者の地域活動参加のきっかけづくりと意識啓発を図ります。また、地域活動への参加を創出します。	2028年～ 拡充
まちづくりの担い手の育成	まちづくりの担い手を養成する講座を通して、市民活動団体や町内会が、継続して効果的な活動を展開できるよう、まちづくりの担い手を育成します。	2026年～ 継続
まちづくりコーディネーター人材バンクの活用	専門的なスキル、知識を市民活動の活性化や市民協働のまちづくりに生かしてもらうため、まちづくりコーディネーター養成講座受講者に対し登録を呼びかけ、まちづくりコーディネーターの効果的な活用を検討・実施します。	2028年～ 拡充
地域活動活性化推進員の活用	各課単位で地域活動活性化推進員を1名選任し、研修や推進員同士が意見交換・交流できる機会を設け、各課の施策に活用します。また、地域活動活性化推進員が各課において市民協働によるまちづくりを推進し、全庁的に協働意識の醸成を図ります。	2026年～ 拡充

市民協働環境の充実

基本方針3

市民協働の拠点の充実を図り、活動の人的・財政的な支援を行います。

16 平和と公正を
すべての人に



実施施策（1） 活動拠点の支援

実施施策（2） 財政的支援

実施施策（3） 人的支援

【重点事業】

主な事業	概要	実施時期
とよかわボランティア・市民活動センターの機能充実	市民活動に関心のある市民や団体、企業が、情報収集・相談のために気軽に立ち寄ることができるよう、利便性の向上を図るとともに、タイムリーな市民活動に関する情報発信などセンターの機能充実をすすめます。	2028年～ 拡充
地区集会施設整備事業の補助	町内会などの活動拠点となる地区集会施設の新築や改修、設備導入などで必要となる経費補助について、必要な支援を柔軟に提供することができる体制を整備します。	2026年～ 拡充
新たな活動・集いの場の調査・発掘	市民活動団体の新たな活動・集いの場を確保するため、企業の社会貢献活動による施設提供の意向や空き店舗などの状況を調査し、市民活動団体や町内会へ周知します。	2026年～ 継続
市民協働推進事業への補助	市民活動団体や地縁組織が、他団体や企業と協働して行う事業に対して補助を行います。	2026年～ 継続
市民協働のまちづくり応援事業所の募集	市民協働によるまちづくりを推進するため、市民活動団体や町内会行事などの活動で利用する場合に特別なサービスを提供する企業を募集します。	2026年～ 継続
まちづくりの担い手の育成【再掲】	まちづくりの担い手を養成する講座を通して、市民活動団体や町内会が、継続して効果的な活動を展開できるよう、まちづくりの担い手を育成します。	2026年～ 継続
まちづくりコーディネーター人材バンクの活用【再掲】	専門的なスキル、知識を市民活動の活性化や協働のまちづくりに生かしてもううため、まちづくりコーディネーター養成講座受講者に対し登録を呼びかけ、まちづくりコーディネーターの効果的な活用を検討・実施します。	2028年～ 拡充
町内会運営の負担軽減に向けた取り組みの推進	電子回覧板をはじめとした町内会運営にICTの活用を促進するとともに、運営省力化に向けた支援を進めます。また、町内会への依頼事項等の見直しや支援事業の実施など、市全体で町内会役員等の負担軽減に取り組みます。	2026年～ 拡充

市民協働推進体制の強化

基本方針4

市民協働体制の推進・連携体制をさらに充実させるとともに、事業の評価を広く公表します。

17 パートナーシップで
目標を達成しよう



実施施策（1） 推進・連携体制の充実

実施施策（2） 協働事業の評価と公表

【重点事業】

主な事業	概要	実施時期
地域活動活性化推進員の活用【再掲】	各課単位で地域活動活性化推進員を1名選任し、研修や推進員同士が意見交換・交流できる機会を設け、各課の施策に活用します。また、地域活動活性化推進員が各課において市民協働によるまちづくりを推進し、全庁的に協働意識の醸成を図ります。	2026年～ 拡充
市民活動団体、町内会、企業のマッチングの活用	まちづくりや地域の課題を解決するために、マッチングシステムを活用し、まちづくりコーディネーター等が、協働事業のコーディネートを行います。	2026年～ 継続
高校・大学との連携促進	地域貢献活動などを実施している高校や大学などと、市民活動団体・町内会・企業等とのつながりを創出し、連携する取り組みを検討・実施します。	2028年～ 新規

5 計画の推進

市民活動者を始め一般公募市民や学識経験者等で構成する市民協働推進委員会に取り組み状況を報告し、意見を求め、その評価内容・結果を広く公表します。

計画に基づく取り組みの実施にあたっては、年度ごとに確認・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討する等、P D C Aサイクルを実施し、本計画の計画的かつ円滑な推進を図ります。

6 目標指標一覧

	目標指標	現状値	目標値
		2025（令和7）年度	2030（令和12）年度
全体指標	まちづくり活動に参加する市民の割合	60.6%	62.0%
	目標指標	現状値	目標値
基本方針 1 市民協働の 理解促進	市民ボランティア情報提供システムを活用したボランティア募集件数	135 件 (7年間計)	200 件 (5年間計)
	市民活動広報リポーター提供情報の発信件数	51件	80件
	小学生向け町内会活動啓発冊子を授業で活用している学校数	12校	26 校 (全小学校)
	市民活動に関心のある市民の割合	37.5%	45.0%
基本方針 2 市民協働の 人材育成・ 確保	若者を対象としたボランティア体験事業数	156 事業 (7年間計)	200 事業 (5年間計)
	学生の市民活動への参加人数	—	200 人 (5年間計)
	養成講座や出前講座の受講者数	4,530 人 (7年間計)	4,000 人 (5年間計)
	まちづくりコーディネーター登録者数	17 人 (延べ登録者数)	30 人 (延べ登録者数)
基本方針 3 市民協働環 境の充実	市民協働のまちづくり応援事業所数	61 事業所 (延べ応援事業所数)	80 事業所 (延べ応援事業所数)
	豊川市市民協働推進事業応援補助金の補助事業数	44 事業 (7年間計)	25 事業 (5年間計)
	市と協働して事業を行ったことがあると回答した市民活動団体の割合	30.5%	50.0%
	協働コーディネート支援事業参加団体数	2 団体 (2年間計)	10 団体 (5年間計)
基本方針 4 市民協働推進 体制の強化	高校・大学との連携促進事業数	—	4 件 (5年間計)
	協働マッチングシステムの活用件数	9 件 (2年間計)	20 件 (5年間計)



2026（令和8）年3月発行
豊川市市民部市民協働国際課
〒442-8601 豊川市諒訪1丁目1番地
TEL: 0533-89-2165 FAX: 0533-95-0010
MAIL: kyodokokusai@city.toyokawa.lg.jp

TOYOKAWA

第2期
とよかわ市民協働推進計画
計画本編

